



コロンビアにおける競争法の概要

執筆者: 廣瀬 香

1. はじめに

コロンビアは日本でもコーヒーやサッカーなど文化的に馴染みのある国ですが、進出している日系企業や在留邦人の数でいえば、同じラテンアメリカに属するメキシコやブラジルに大きく水をあけられています。そのような状況を反映してか、コロンビアの法律や制度に関する日本語の文献は非常に数が限られているのが現状です。

そこで、今回は、コロンビアにおける競争法について、主要な法令の規定に触れながら、やや詳細にご紹介します。

2. 概 要

コロンビアの競争法制度は多数の法令から成り立っています。

その中心を成すのが、1959年法155号(以下「59年法」といいます。)、1992年令2153号(以下「92年令」といいます。))および2009年法1340号(以下「09年法」といいます。))です。

3. 反競争的行為に対する規制

(1) 規制される行為

コロンビア市場における自由競争を制限し、または歪める行為は、一般的に規制されています(59年法1条、92年令46条)。コロンビアの競争当局(Superintendencia de Industria y Comercio。以下「SIC」といいます。))は、自由競争に反する行為もしくは合意、または支配的地位の濫用行為があった場合には、適切な措置を取ることができ(92年令44条)、同条の対象となる行為については、以下の通り個別規定が置かれています。もっとも、個別の違反類型に該当しない行為も、上記の一般規制に該当する限

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

り、違法となります¹。

ア 自由競争に反する合意

自由競争に反する合意には、次のものが含まれます(92 年令 47 条各号)。

- ① 直接的または間接的に価格を決定する目的または効果を有するもの
- ② 第三者に対する差別的な販売・取引条件を決定する目的または効果を有するもの
- ③ 生産業者間または販売業者間で市場を分割する目的または効果を有するもの
- ④ 生産または供給を割り当てる目的または効果を有するもの
- ⑤ 生産財²を割り当て、分配し、またはその供給源を制限する目的または効果を有するもの
- ⑥ 技術開発を制限する目的または効果を有するもの
- ⑦ 性質上、取引の対象とならない³追加的義務を受け入れることを、製品を供給する条件とする目的または効果を有するもの⁴
- ⑧ 商品・役務の生産を制限する、またはその生産水準を制限する目的または効果を有するもの
- ⑨ 入札談合の目的を有するもの、または、入札に関して受注を割り当て、もしくは提案条件を設定する効果を有するもの
- ⑩ 第三者の、市場または販売チャネルへのアクセスを妨害する目的または効果を有するもの

ここでいう「合意」とは、あらゆる契約、協定、取り決め、協調行為、および二以上の事業者間で行われる意識的並行行為を指し(92 年令 45 条 1 号)、黙示のものを含みます。

イ 自由競争に反する行為

自由競争に反する行為とは、次のものを指します(92 年令 48 条各号)。

- ① 消費者保護法が規定する広告規制に違反すること
- ② 事業者がその商品もしくは役務の価格を引き上げるように、またはその引き下げを思いとどまるように、影響を与えること
- ③ 事業者に対する商品の販売もしくは役務の提供を拒否し、または差別的取扱いをすること(ただし、いずれも、当該事業者の価格方針に対する報復であると認められる場合に限る)

ウ 支配的地位の濫用

支配的地位の濫用とは、次のものを指します(92 年令 50 条各号)。

- ① 競合他社を排除する、または競合他社の参入もしくは拡大を妨害する意図で、コストを下回る価格低減を行うこと
- ② 同一の事業に関して、一定の消費者または供給者を、同様の条件にある他の消費者または供給者よりも不利な条件に置くこととなる差別的条件を適用すること
- ③ 性質上、取引の対象とならない追加的義務を受け入れることを、製品を供給する条件とする目的または効果を有する行為
- ④ 市場における競争を排除または減少させる意図で、一定の購買者に対し、他の購買者とは異なる条件で商品の販売または役務の提供を行うこと
- ⑤ コロンビア領の一部の地域において、コロンビア領の他の地域とは異なる価格で商品の販売または役務の提供を行うこと(ただし、当該地域における競争を排除または減少させる意図で行うものであって、当該価格が取引のコスト構造に合致しな

¹ ただし、59 年法 1 条は、競争を制限する合意のうち一定のものを行政政府が許可できることを認めており、92 年令 49 条は適用除外となる行為を定めています。

² ここでは、製品の生産に必要な原材料や生産設備等に限らず、事業活動の遂行を可能にし、または事業活動の遂行に繋がる一切の投入財を広く含みます。

³ 法文はやや言葉足らずですが、両事業者間の取引や契約の対象に含まれていない、または公益を図る目的でない義務や条件を指します。

⁴ ただし、他の法令によって特定の場面における抱き合わせ販売が許容されている場合は、本号の例外となります。

い場合に限る)

⑥ 第三者の市場または販売チャネルへのアクセスを、妨害または阻止すること

なお、ここにいう支配的地位とは、直接的または間接的に市場の状態を決定できる能力をいいます(92 年令 45 条 5 号)。どのような場合に支配的地位が認められるかについて、明確な線引きはなく、事案に応じた当局の判断によることになります。

エ 不正競争行為

不正競争行為は一般的に禁止されており、市場参加者はすべての行為に関して商取引上の信義則を尊重しなければなりません(1996 年法 256 号(以下「96 年法」といいます。)7 条)。

不正競争行為の代表的な例としては、競合他社やその商品・役務との混同を招くような手段、競合他社やその商品・役務の信用を害する手段、商品の原産地、品質や評価等に関する虚偽の表示、などが挙げられます。法は不正競争行為に当たる各類型について個別条項を置いています(59 年法 11 条各号、96 年法 8 条～19 条)、これらの個別条項に該当しない場合であっても、59 年法 1 条などの一般条項により違反行為とされうる点に注意が必要です。

(2) 制裁等

ア 法人に対する制裁

競争保護に係る規則に違反する行為は、100,000 法定最低月決め賃金相当額⁵、または、違反行為によって得られた利得額の 150%がこれを超える場合には当該額を上限とする行政制裁金の対象となります(92 年令 4 条 15 号、09 年法 25 条)。この制裁金は、個別の行為者および個別の違反行為ごとに算定されます。

制裁金の額の決定においては、①当該行為が市場に与えた影響、②影響を受けた市場の範囲、③違反行為者が違反行為によって得た利得、④当該行為者の関与の程度、⑤調査対象者の手続的行為(当局の調査への協力等)、⑥違反企業の市場シェアおよび資産・売上の違反行為に係る部分⁶、⑦違反行為者の資産・債務・純利益が考慮されます。また、違反行為が長期間持続した、首謀者として活動した、あるいは競争当局との合意や競争当局からの命令に違反したなどの事情は制裁金を加重する方向に、当局の調査への協力は制裁金を軽減する方向に働きます。

以上の制裁は、当局の情報要請や命令・指示に適切に対応しなかった場合や当局の調査を妨害した場合等にも同様に適用されます。

イ 自然人に対する制裁

競争保護に係る規則に違反する行為に協力し、または当該行為を促進し、許可し、執行し、もしくは容認した⁷者は、2,000 法定最低月決め賃金を上限とする行政制裁金の対象となります(92 年令 4 条 16 号、09 年法 26 条)⁸。

制裁金の額の決定においては、①違反行為の持続性、②当該行為が市場に与えた影響、③禁止行為の反復、④調査対象者の手続的行為(当局の調査への協力等)、⑤当該行為者の関与の程度が考慮されます。

なお、上記規定による制裁金を、当該違反行為が行われた時に当該自然人が所属していた法人(親会社、子会社その他これと同一の経済グループに所属する会社などを含みます。)が直接・間接的に支払ったり、その支払を保証したりすることは禁止され

⁵ 2018 年の法定最低月決め賃金は、781,242.00 コロンビアペソ(2018 年 8 月現在のレートで約 2 万 9,000 円相当)とされています。

⁶ 後段は、③との重複で、違反行為によって得た資産・利得を指す趣旨です。

⁷ かかる不作為による違反は、当該個人が違反行為を防止する地位にある等、当該個人に作為義務がある場合に限り認められます。

⁸ 競争保護に係る規則に違反する行為のうち、公開入札等に係る競争を制限する合意は、別途、刑事罰の対象にもなります(2011 年法 1474 号 27 条、コロンビア刑法 410-A 条)。制裁の内容は、6～12 年の懲役、200～1,000 法定最低月決め賃金相当額および 8 年間の官との契約の資格停止です。コロンビアでは刑事責任は自然人についてのみ認められるため、この刑事罰の対象となるのは合意を行った個人に限られ、法人は含まれません。

ています。

ウ リエンシー制度

競争の保護に係る規則に違反する行為に参加した自然人または法人が競争当局に対してかかる行為の存在を告げ、および／または他の参加者の特定を含む情報・証拠の提出に協力した場合、SIC は、制裁金の全部または一部の免除の恩恵⁹を与えることができます(09 年法 14 条)。

SIC は、提出された情報・証拠の有用性および提出時期を考慮し、恩恵を与えるかどうかを決定します。ただし、違反行為の首謀者は、このような恩恵にあずかることができません。

4. 企業結合規制

(1) 事前届出義務

同一の経済活動に従事する、または同一のバリューチェーンに属する企業は、次のいずれかの条件を満たす場合、どのような法的形式によるかにかかわらず、合併、結合、支配の取得または統合の実施を計画した場合には、SIC に対して事前届出を行わなければならない(09 年法 9 条)¹⁰。

- ① 計画の実施の前会計年度における単独の、または合算した収益が、SIC の設定した基準額を超える場合¹¹
- ② 計画の実施の前会計年度末における単独の、または合算した資産額が、SIC の設定した基準額を超える場合¹²

当事会社が上記①または②の基準を満たすものの、その合算した市場シェアが 20%に満たない場合には、当該計画の実施は承認されたものとみなされます。この場合、当事会社は、SIC に対して、計画の実施を通知するだけで足りず、

コロンビア金融監督庁(Superintendencia Financiera de Colombia。以下「SFC」といいます。)の監督下にある企業¹³のみによる結合または組織再編の場合、当該結合・再編については SFC が所管官庁となります。この場合、SFC は、その決定に先立ち、当該実施が自由競争にもたらす影響に関して SIC による分析を要求しなければならず、SIC は、必要があれば、市場における競争を維持するための条件を提案します。ただし、当該条件を採用するか否かは、SFC の判断に委ねられます。

なお、当事会社が、企業結合の実施が消費者にもたらす利益が、競争に対して生じうる悪影響を上回り、かつかかる利益が他の方法によっては得られないことを示した場合には、競争当局は当該結合を妨げることができません(効率性の例外。09 年法 12 条)。この例外に基づいて結合が承認される場合、その承認は、効率性の例外の適用を求めするために当事会社が提出した議論や資料等に整合する行動を当事会社が取ることを条件としたものと解釈されます。

事前届出の手続については、09 年法 10 条が詳細に規定しています。

(2) 違反の場合の制裁

事前届出義務を怠り、または企業結合が条件付きで承認された場合の当該条件に違反した場合、制裁の対象になります(09 年法 25 条)。制裁の内容は、上記 3(2)と同様です。

⁹ 制裁金は、第一順位なら全額免除され、第二順位なら 30%から 50%の範囲で、第三順位以降なら 25%を上限として免除されます(2015 年令 1523 号、2.2.2.29.2.2 条)。なお、リエンシーの適用を受けることができる自然人または法人の数に上限はありません。

¹⁰ ただし、当事会社が同一の企業集団に属する場合には、事前届出義務は発生しません(09 年法 9 条 3 項、1995 年法 222 号 28 号)。

¹¹ 2018 年 8 月時点においては、60,000 法定最低月決め賃金です。

¹² 2018 年 8 月時点においては、60,000 法定最低月決め賃金です。

¹³ 対象企業には、銀行、投資ファンド、保険会社などが含まれます。

5. おわりに

コロンビアにおいても、世界的潮流を受けてコンプライアンス意識が高まっており、競争法制の運用も次第に活発化しています。また、近時、コロンビア当局は、複数の国と競争法に関する国際協力について覚書を締結しており、日本との間で現在交渉中の経済連携協定(EPA)においても、競争法分野について、透明性・無差別・適正手続の原則に則って反競争的行為を規制することや当局間の協力などを内容とする条項が盛り込まれる予定です¹⁴。

2016年のコロンビア政府とコロンビア革命軍(FARC)との和平合意の成立、それによる社会の安定や新規開発の増加等を受け、今後より多くの日本企業がコロンビアに進出することが期待されています。進出企業においては、コロンビア競争法制およびその運用について、今後の発展に注視する必要があります。



ひろせ かおり
廣瀬 香

西村あさひ法律事務所 弁護士

2010年弁護士登録。2016年ハーバード大学ロースクール卒業(LL.M.)。2016-2017年 Wilmer Cutler Pickering Hale & Dorr 法律事務所(ワシントン D.C.)、2017-2018年 Machado, Meyer, Sendacz e Opice Advogados 法律事務所(ブラジル・サンパウロ)、2018年 Brigard & Urrutia 法律事務所(コロンビア・ポゴタ)に出向。国際的な調査・当局対応案件に従事するとともに、コンプライアンス体制構築に向けた助言を行う。

¹⁴ 2018年8月末時点では、EPAの内容となる18分野のうち16分野について既に合意が成立しており、競争法分野はこの16分野の中に含まれています(https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/co/trade.01.html ご参照)。

当事務所では、中南米の法律事務所駐在経験のある弁護士を含めた中南米プラクティスグループのメンバーが、国内外の専門家と連携しつつ、中南米において事業活動を行う日本企業をサポートする体制を整えており、これらのメンバーを中心に、中南米において事業展開する日本企業の皆様にリーガルサービスの提供を行っております。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、中南米地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。当法律事務所では、他にもアジア・中国・ビジネスタックスロー・金融・事業再生等のテーマで弁護士等が時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。バックナンバーは<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。